

リクソー UCITS ETF FTSE EPRA-NAREIT アジア(除く日本)  
LYXOR UCITS ETF FTSE EPRA-NAREIT ASIA EX-JAPAN  
フランス籍指数連動型上場外国投資信託

## 交付運用報告書

作成対象期間(計算期間)

第 5 期

2014 年 5 月 31 日～2015 年 5 月 29 日

〈お知らせ〉

運用報告書は、法令の改正により「交付運用報告書」と「運用報告書(全体版)」に分けて作成することとなりました。本書は「交付運用報告書」です。「運用報告書(全体版)」は下記の方法にて閲覧または入手していただけます。

第 5 期末(2015 年 5 月 29 日)		
基準価額	ユニット D-米ドル	10.7408 米ドル
ファンド 純資産総額		17,205,829.27 ユーロ
第 5 期 (2014 年 5 月 31 日～2015 年 5 月 29 日)		
パフォーマンス	ユニット D-米ドル	17.27%
1 口当たり 分配金額	ユニット D-米ドル	0.24 ユーロ

(注 1) パフォーマンスは、分配金を再投資したものととして計算しています。以下同じです。

(注 2) 本ファンドには、ユニット C-米ドル、ユニット D-ユーロおよびユニット D-米ドルの 3 つのクラスが存在し、本ファンド自体の計算期間としては、2015 年 5 月 29 日が第 5 期の末日となります。ユニット C-米ドルおよびユニット D-ユーロについては、一部、本書による報告は行われません。以下同じです。

▶運用報告書(全体版)は受益者の御請求により交付されます。

交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。さて、「リクソー UCITS ETF FTSE EPRA-NAREIT アジア(除く日本)」(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、このたび、第 5 期の決算を行いました。当ファンドは、FTSE EPRA/NAREIT アジア(除く日本)・インデックス・ネット TRI インデックスへの連動を目指して運用を行いました。当ファンドのユニット C-米ドル、ユニット D-ユーロ、ユニット D-米ドルの今期の運用経過等について、以下の通りご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

その他記載事項

▶ 当ファンドは、約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電磁的方法によりご提供する旨を定めております。同書は、当ファンドの管理会社の日本の関係会社であるリクソー投信株式会社のウェブサイト(<https://www.lyxor.co.jp/about-lyxor-group/etf/>)において電磁的方法により提供しております。

◆管理会社

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント  
(LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT)

# I. ファンドの仕組み（運用方針を含む）

管理会社	リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント 17, cours Valmy - 92987 Paris La Défense Cedex.
保管会社	ソシエテ・ジェネラル (SOCIÉTÉ GÉNÉRALE) 75886 Paris Cedex 18.
引受会社	ソシエテ・ジェネラル 75886 Paris Cedex 18.
監査人	KPMG監査部門 (KPMG AUDIT) 1, cours Valmy - 92923 Paris La Défense Cedex.

## 投資および運用に関する情報

### 分類:

国際銘柄

リクソーUCITS ETF FTSE EPRA-NAREIT アジア（除く日本）（以下「当ファンド」と表記）の少なくとも60%は、永続的に外国株式市場またはフランス市場を含む複数の国の株式市場におけるリスクにさらされます。

当ファンドは指数連動型 UCITS ETF です。

### 分配可能額の決定および配分の条件:

ユニット D-ユーロおよびユニット D-米ドル: 成果の全額または一部を年1回以上資本に繰り入れる、あるいは分配するかを決める権利は、管理会社にあります。発生した正味キャピタル・ゲインは資本に繰り入れられます。

ユニット C-米ドル: 分配可能額は全額資本に繰り入れられます。

### 運用目的:

当ファンドの目的は、当ファンドのパフォーマンスと、アジア（日本を除く。）の市場に上場する不動産分野に関連する企業を表章する FTSE EPRA/NAREIT アジア（除く日本）・インデックス・ネット TRI インデックス（以下「ベンチマーク指数」と表記）のパフォーマンスとの間のトラッキング・エラーを、可能な限り最小限に保ちながら、そのパフォーマンスを複製（リプリケーション）することです。

予想される通常の市場環境の下でのトラッキング・エラーは0.10%です。

### ベンチマーク指数:

ベンチマーク指数は、米ドル建ての FTSE EPRA/NAREIT アジア（除く日本）・インデックス・ネット TRI インデックス（正味分配金再投資）です。

ベンチマーク指数は、不動産分野において事業を行うアジア（日本を除く。）の市場に上場する企業を表章する指数で

・「不動産投資会社」（セグメント（オフィス不動産、工業団地、商業用不動産、居住用不動産、またはそれらの複数に分散された不動産）を問いません。）

・「不動産販売管理会社」

の2つに区分される上場企業によって構成されます。

ベンチマーク指数は、FTSE EPRA/NAREIT Developed Index の一部です。

ベンチマーク指数を構成するために使用される方法論の十分な説明ならびにベンチマーク構成銘柄の構成およびそれぞれの組入比率に関する情報は、[www.ftse.com/Indices/FTSE\\_EPRA\\_NAREIT\\_Global\\_Real\\_Estate\\_Index\\_Series/Constituents\\_and\\_Weights.jsp](http://www.ftse.com/Indices/FTSE_EPRA_NAREIT_Global_Real_Estate_Index_Series/Constituents_and_Weights.jsp) で入手可能です。

追跡されるパフォーマンスは、ベンチマーク指数の終値のパフォーマンスです。

### ベンチマーク指数の改訂および構成

ベンチマーク指数の構成銘柄は毎年改訂されます。

ベンチマーク指数の改訂のための方法論は、全て [www.ftse.com/Indices/FTSE\\_EPRA\\_NAREIT\\_Global\\_Real\\_Estate\\_Index\\_Series/Downloads/FTSE\\_EPRA\\_NAREIT\\_Global\\_Real\\_Estate\\_Index\\_Ground\\_Rules.pdf](http://www.ftse.com/Indices/FTSE_EPRA_NAREIT_Global_Real_Estate_Index_Series/Downloads/FTSE_EPRA_NAREIT_Global_Real_Estate_Index_Ground_Rules.pdf) で入手可能です。

このリバランスの頻度により、投資戦略を実行するコストが影響を受けることはありません。

### ベンチマーク指数の公表

ベンチマーク指数は、ベンチマーク指数が公表される取引日毎にリアルタイムで計算されます。

ベンチマーク指数は、ブルームバーグを通じてリアルタイムで入手可能です。

ブルームバーグ・コード： TRNAAU

ベンチマーク指数の終値は、[www.ftse.com/Indices/](http://www.ftse.com/Indices/)で入手可能です。

### **投資戦略：**

#### 1. 投資戦略

当ファンドは、2009年7月13日付欧州指令2009/65/ECに規定されている投資規則に従います。

当ファンドは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとの相関関係を可能な限り最大限に追求し、その投資目的の達成を可能とするために、1つ以上の店頭取引スワップ契約の締結という間接的な複製（リブ리케이션）方法を採用します。これらのスワップ契約は、貸借対照表上の資産（担保として受領したすべての有価証券を除く。）から構成される当ファンド資産の評価額を、ベンチマーク指数を構成する有価証券の評価額に交換することを目的とします。

当ファンドが資産として保有する有価証券は、ベンチマーク指数を構成する有価証券、ならびに小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの他の国際的な銘柄から構成されています。

当ファンドは、そのエクスポージャー管理の一環として、その資産の20%まで、同一の発行体が発行した有価証券への投資が可能とされています。この20%の制限は、市場の例外的な状況により正当化されることが立証される場合、特に、ベンチマーク指数を構成する有価証券のいずれかに影響を与える公募、またはベンチマーク指数を構成する1つ以上の金融商品に影響を与える重大な流動性の制限がある場合に、一定の有価証券が著しく優勢となる、および/またはベンチマーク指数に表章される経済セクターの金融商品および有価証券のボラティリティーが高い場合、35%まで増やすことができます。

現在管理会社は、主として以下の資産で運用することを意図しています。

#### 2. 貸借対照表上の資産（組込デリバティブを除く）

当ファンドは、法定の比率に従い、小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの国際的な銘柄を保有することができます。

これらの銘柄は、下記の基準に従い選定されます。

– 以下の点で適格性を有すること。

- ・主要市場指数またはベンチマーク指数に属すること。
- ・流動性（一日平均取引高および市場時価総額に適用される最低限の閾値）
- ・発行体の本店が所在する国における格付（要件としてスタンダード・アンド・プアーズによる格付における最低限の閾値またはそれと同等のもの）。

– 以下の点で分散性を有すること。

- ・発行体（フランス通貨金融法典第R214-21条に規定される適格資産としての集団投資事業（以下「CIU」と表記）に適用される比率に適合する。）
- ・地理的領域
- ・セクター

有価証券のバスケットは、その評価額が通常純資産の100%以上となるように日次調整される可能性があります。この調整は、必要な時に、先物為替契約の市場価値を低下させるまたはゼロに等しくさせることにより、当該為替契約に起因するカウンターパーティ・リスクを中和させることを目的とします。上記適格性および分散性の基準、特に適格とされる指数のリストに関する詳細は、[www.lyxoretf.com](http://www.lyxoretf.com)をご覧ください。

(i) 当ファンドのポートフォリオに含まれる貸借対照表上の資産の最新のバスケット構成および (ii) 当ファンドによる先物取引の市場価値に関する情報は、[www.lyxoretf.com](http://www.lyxoretf.com)の当ファンド専用ページで入手可能です。また、当該情報の更新回数および/または更新日も [www.lyxoretf.com](http://www.lyxoretf.com)の当ファンド専用ページに掲載されています。

指令2009/65/ECに従い、CIUへの投資は、当ファンドの資産の10%を上限とします。当該投資の一部として、当ファンドは管理会社が管理するCIUまたは管理会社と関連する会社のユニットまたは持分証券を引受けることができます。管理会社は、フランス以外の国の法令に基づき設立されたオルタナティブ投資ファンド（AIF）または投資信託のユニットまたは持分証券には投資しません。

下記8.記載の条件および制限に従い、当ファンドが担保として有価証券を受領する場合も、その所有権を全て所有する形により当ファンドが受領することを前提として、当ファンドがその所有権のすべてを所有する形により受領した貸借対照表上の資産を構成することになります。

将来の当ファンドの運用の最適化の一環として、管理会社は、運用目標を達成するために、規制の範囲内で、その他の金融商品を利用する権利を有しています。

### **3. オフバランス資産（デリバティブ商品）**

当ファンドは、（上記1.の記載に従い）指数連動型店頭取引スワップを利用することにより、当ファンドの資産（または当ファンドが保有するその他の金融商品もしくは資産）の評価額を、ベンチマーク指数の評価額に交換します。

将来の当ファンドの運用の最適化の一環として、管理会社は、運用目標を達成するために、規制の範囲内で、指数連動型スワップ以外の先物金融商品等を含むその他の金融商品を利用する権利を有しています。

これらの先物金融商品全般に関して、管理会社は、その最良執行方針に従い、最善の結果を得ることを可能にするカウンターパーティがソシエテ・ジェネラルであると考えており、これらの先物金融商品（指数連動型スワップを含みます。）は、事前にカウンターパーティ数社を交えた公開競争を実施することなく、ソシエテ・ジェネラルをカウンターパーティとすることができます。

当該先物金融商品のカウンターパーティは、当ファンドの運用ポートフォリオの構成についても、先物金融商品の原資産についても、一切裁量権を有しません。

### **4. 組込デリバティブ証券**

該当するものではありません。

### **5. 預け金**

当ファンドは、効率的なキャッシュマネジメントを行うために、その純資産の20%を上限として、同じグループに所属する貸付機関に預金することができます。

### **6. 現金借入**

当ファンドは、その純資産の10%を上限として、一時的に借入を行うことができます。

### **7. 有価証券の一時的な取得および売却取引**

該当するものではありません。管理会社は、有価証券の一時的な取得および/または売却取引を行うことができません。

### **8. 担保**

特に当ファンドにおいて店頭取引のフォワード・スワップ契約が利用される場合など、投資戦略の実行によって当ファンドがカウンターパーティ・リスクを負う場合、当ファンドは、常にこれらの取引に関連するカウンターパーティ・リスクを軽減するために、担保として認められる有価証券を受領することができます。受領した担保のポートフォリオは、その評価額が通常当ファンドが負うカウンターパーティ・リスクの水準以上となるように日次調整されます。この調整は、当ファンドが負うカウンターパーティ・リスクの水準の全体的な中和を確保することを目的とします。

管理会社は、現金による担保の受領が禁止されています。

当ファンドが受領する担保は、当ファンドがその所有権を全て所有する形で当ファンドに提供され、保管会社の帳簿上当ファンドの計算書に記載されます。このように、当ファンドの資産には受領した担保が計上されます。

このような枠組で当ファンドが受領する担保は、主に流動性、評価、発行体の信用の質、相関、有価証券の運用に関連するリスク、および利用可能性などの観点から、適用される法令により規定される基準を遵守するものでなければならず、特に以下の条件に従っていなければなりません。

- (a) 事前の評価に近い価格で迅速に売却可能であるために、高品質かつ非常に高い流動性を有し、規制市場または価格形成に透明性を有する国際的な取引システムにおいて取引されているものでなければなりません。
- (b) 少なくとも日次で評価が行われているものでなければならず、また、割引が十分慎重に適用される場合を除き、価格変動が激しい資産は担保として認められません。
- (c) カウンターパーティから独立した事業体により発行されたものでなければならず、カウンターパーティの業績と高い相関を有するものであってはなりません。

(d) 国、市場および発行体の観点で十分に分散化されていなければならない、同一の発行体のエクスポージャーの上限を当ファンドの基準価額の20%としなければなりません。

(e) カウンターパーティとの協議を行うことなく、またカウンターパーティから認可を受けることなく、いつでも当ファンドの管理会社によって全額現金化できるものでなければなりません。

上記(d)の条件にもかかわらず、当ファンドは

- ・ (i) EU加盟国、(ii) EU加盟国の1つ以上の地方自治体、(iii) EU加盟国以外の国、(iv) 1つ以上のEU加盟国が属する公的な国際機関により付与される担保であり、かつ
- ・ 6回以上に分割されて付与され、各付与における金額が当ファンドの資産の30%以下である担保である場合に限り、当ファンドの基準価額の20%超に相当する同一の発行体のエクスポージャーで一括して担保を受領することができます。

当ファンドが上記の条件に従って受領する担保には、以下のものが含まれます。

- (i) 流動資産または同等物(特に、短期銀行資産および短期金融市場商品を含む。)
- (ii) OECD加盟国、その地方公共団体、もしくは国際的な性質を有するコミュニティもしくは地域の機関、またはその他の国によって発行または保証された債券で、上記(a)ないし(e)の条件を全て満たすもの
- (iii) 基準価額が日次で計算され、AAAまたはそれに相当する格付が付与されたマネー・マーケット・ファンドが発行する持分証券またはユニット
- (iv) 主として債券/持分証券に投資するCIUが発行する持分証券またはユニットで、以下の(v)および(vi)に示されているもの
- (v) 優良な発行体により発行または保証され、適切な流動性を有する債券
- (vi) EU加盟国の規制市場、OECD加盟国の株式市場、またはその他の国の株式市場において取引を許可されまたは取引され、上記(a)ないし(e)の条件を全て満たし、かつ優良な指数に含まれている持分証券

#### **割引に関するポリシー：**

当ファンドの管理会社は、当ファンドが受領する担保に証拠金を適用します。適用される証拠金は、以下の基準により決定されます。

- 担保として受領する資産の性質
- 担保として受領する資産の満期(該当する場合)
- 担保として受領する資産の発行体の格付(該当する場合)

#### **受領した担保の再投資**

受領した担保は、売却または再投資されることはなく、担保に供されることもありません。

#### **リスク・プロファイル：**

当ファンドの受益者の資金は、主に管理会社が選定した金融商品に投資されます。これらの金融商品は、市場動向の影響を受けます。

当ファンドの受益者は主に以下にあげるリスクにさらされます。

#### **株式リスク**

株価は上下に変動する可能性があります。特に、発行体または該当する市場の経済状況に関連するリスクの変化を顕著に反映します。所定の期間および一様のマクロ経済状況における収益の予測が可能な金利市場と比較して、株式市場は高いボラティリティを有しています。

#### **ベンチマーク指数の分散性の低さに関わるリスク**

投資家がさらされているベンチマーク指数は、所定の地域、セクター、または戦略を対象としています。したがって、複数の地域、セクター、または戦略にさらされる指数の場合のように、資産を幅広く分散させることが必ずしも可能ではありません。このような分散性の低いベンチマーク指数に対するエクスポージャーは、より分散性の高いマーケットである場合と比較して、より高いボラティリティとなる可能性があります。ただし、UCITS基準による分散性に関する規則は、当ファンドの原資産に常に適用されます。

#### **キャピタルロス・リスク**

投資元本は保証されるものではないため、投資家はキャピタルロス・リスクを負います。特に投資期間の間のベンチマーク指数の運用実績がマイナスである場合、投資金額の全部または一部を回収できない

可能性があります。

### 流動性リスク（発行市場）

当ファンド（またはその先物金融商品のカウンターパーティのうちの1社）がそのエクスポージャーを調整し、それによりこのエクスポージャーに関連するマーケットが制限もしくは閉鎖される、または大幅な売買価格の乖離の影響を受ける場合、当ファンドの評価額および/または流動性に悪影響が及ぶ場合があります。取引量が少ないためにベンチマーク指数の複製（リプリケーション）につながる取引を実行できない場合、受益証券の募集、転換、または償還に関連する手続にも影響が及ぶ可能性があります。

### 上場地の流動性リスク

当ファンドの相場は、その基準価額から乖離する可能性があります。上場地における当ファンドの受益証券または持分証券の流動性は、特に以下の要因による中止によって影響を受ける可能性があります。

- i) ベンチマーク指数の算出の中止または停止
- ii) ベンチマーク指数に使用される原資産の市場の停止
- iii) 特定の上場地において当ファンドの基準価額の入手または計算が不可能となる場合
- iv) マーケットメーカーが該当する市場に適用される規則に違反する場合
- v) 該当する市場の情報システムまたは電子システムの障害

### カウンターパーティ・リスク

当ファンドは、契約締結または取引のカウンターパーティの倒産、支払不履行またはその他の種類の債務不履行に係るリスクにさらされています。特に、ソシエテ・ジェネラルまたはその他のカウンターパーティとの店頭取引による先物金融商品の利用に伴うカウンターパーティ・リスクにさらされています。UCITS規則に従い、同一のカウンターパーティのカウンターパーティ・リスクは、（カウンターパーティがソシエテ・ジェネラルまたは他の事業体であるかにかかわらず）当ファンドの資産総額の10%を超えることができません。

カウンターパーティについて債務不履行が発生する場合には、先物金融商品に関する契約を解除することができます。この場合、当ファンドは、当該債務不履行発生時の市況を踏まえ、先物金融商品に関連する別の契約を第三者のカウンターパーティと締結することにより、運用目的の達成に全力を尽くします。

このリスクの顕在化は、運用目的、特にベンチマーク指数の複製（リプリケーション）を達成するための当ファンドの能力に顕著な影響を与える可能性があります。先物金融商品のカウンターパーティとしてソシエテ・ジェネラルが関与する場合、当ファンドの管理会社および先物金融商品のカウンターパーティとの間の利益相反が生じる可能性があります。管理会社は、これらの利益相反リスクを特定および制限すること、ならびに該当する場合公正な解決を確保するための手続を策定することにより、これらの利益相反リスクを管理しています。

### 新興市場へのエクスポージャーに関するリスク

伝統的な先進市場での投資における場合と比較して、当ファンドの新興市場へのエクスポージャーはより大きな損失リスクをもたらします。

特に、新興市場における運用および監督の規則は、先進市場に適用される基準と異なる場合があります。新興市場へのエクスポージャーは、市場のボラティリティーの増大、取引高の減少、経済的および/または政治的不安定性のリスク、不安定または不確実な財政制度および/または規制制度、市場閉鎖リスク、政府による外国人投資に対する規制に関するリスク、ならびにベンチマーク指数を構成する通貨の交換可能性または譲渡可能性への妨害または制限をもたらします。

### 運用目的が部分的にしか達成されないリスク

運用目的が達成されるという保証はありません。実際にはベンチマーク指数を自動的かつ継続的に複製（リプリケーション）できる資産や金融商品はなく、特に以下にあげる1つ以上のリスクが生じる場合があります。

### デリバティブ商品の利用に関するリスク

当ファンドは、投資目的を達成するために、特にスワップ契約の形態によりベンチマーク指数のパフォーマンスを得ることが可能な店頭取引の先物金融商品を利用しています。これらの先物金融商品により、先物金融商品の段階において、カウンターパーティ・リスク、ヘッジに影響を与える事象、ベンチ

マーク指数に影響を与える事象、税制に関連するリスク、規制に関連するリスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクなどの一連のリスクがもたらされる可能性があります。これらのリスクは、先物金融商品に直接的な影響を及ぼす可能性、および先物金融商品の取引の調整または解除をもたらす可能性があり、それにより当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

#### - 税制の変更に関するリスク

当ファンドが設定され、販売が許可され、または上場された国のいずれかにおける税法が変更された場合、投資家に関する税務上の取扱いに影響が及ぶ可能性があります。

このような場合、管轄税務当局になされるべき支払に関して、当ファンドの管理会社は投資家に対して一切責任を負いません。

#### - 原資産に影響を与える税制の変更に関するリスク

当ファンドの原資産に適用される税法に変更がある場合、当ファンドに関する税務上の取扱いに影響が及ぶ可能性があります。この結果、想定された税務上の取扱いと、当ファンド（および/または先物金融商品のカウンターパーティ）に実際に適用される税務上の取扱いに乖離が生じる場合、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

#### - 規制に関するリスク

当ファンドが設定され、販売を許可され、または上場された国の規制が変更された場合、受益証券の募集、転換および償還の手續に影響が及ぶ可能性があります。

#### - 原資産に適用される規制に関するリスク

当ファンドの原資産に適用される規制が変更された場合、受益証券の募集、転換、償還の手續に影響が及ぶ可能性があり、同様に当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

#### - ベンチマーク指数に影響を与える事象に関するリスク

ベンチマーク指数に影響を与える事象が発生した場合、管理会社は、適用法令の条件および制限に従い、当ファンドの受益証券の募集および償還を中止しなければならない場合があります。また、当ファンドの基準価額の算出にも影響が及ぶ可能性があります。

当該事象が継続する場合、当ファンドの管理会社は採用すべき措置を決定し、それにより当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

「ベンチマーク指数に影響を与える事象」とは、以下の状況を意味するものと認識されています。

- i) ベンチマーク指数が不正確である、または市場の実際の発展を反映していないとみなされている。
- ii) ベンチマーク指数が、当該指数の提供者によって完全に廃止されている。
- iii) 当該指数の提供者が、ベンチマーク指数の水準または評価額を提供することができない。
- iv) 当該指数の提供者によるベンチマーク指数の公式または計算方法に関する重大な変更で、当ファンドが合理的な費用で有効に複製できなくなるもの（ベンチマーク指数により使用される原資産の調整または構成銘柄間での加重等軽微な修正を除く。）
- v) ベンチマーク指数の1つ以上の構成銘柄が、組織化された市場での上場が中止されることでその流動性を失い、または1つ以上の店頭取引される構成銘柄（例えば債券等）の流動性が失われること。
- vi) ベンチマーク指数の構成銘柄が、取引実行、証券と資金の同時決済、または特定の財務上の制約に関連する取引手数料による影響を受け、当該手数料がベンチマーク指数の業績に反映されないこと。

#### - オペレーショナル・リスク

管理会社内でまたは管理会社の代表者のいずれかに職務不履行がある場合、投資家に対して、受益証券の募集、転換および償還の手續に遅滞またはその他の障害が発生する可能性があります。

#### - 有価証券取引に関するリスク

ベンチマーク指数の原資産の発行体が、当ファンドによる有価証券取引に対して、当ファンドによる当該有価証券取引に対する評価（および/または先物金融商品における当ファンドのカウンターパーティによる当該有価証券取引に対する評価）をもたらした事前かつ公式な公表と矛盾する、想定外の見直しを行った場合、特に、当ファンドによる当該有価証券取引の実際の取扱いが、ベンチマーク指数が用いた方法における当該有価証券取引の取扱いと異なる場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能

性があります。

#### ベンチマーク指数に連動する為替変動リスク

ベンチマーク指数を構成する原資産である有価証券が、ベンチマーク指数の通貨以外の通貨で上場される可能性がある、またはベンチマーク指数の通貨以外の通貨で上場される有価証券のデリバティブである可能性がある限り、当ファンドは為替リスクにさらされます。したがって為替レートの変動により、ベンチマーク指数がマイナスの影響を受ける可能性が高くなります。

#### ー ユニットC-米ドルおよびユニットD-ユーロに連動する為替リスク (ユーロ/米ドル)

上記の受益証券のクラスは、ベンチマーク指数以外の通貨で上場されている限り為替リスクにさらされます。このため、ベンチマーク指数の評価額が上昇しても、為替レートの変動により、上記の受益証券のクラスの基準価額が減少する可能性があります。

#### **購入者および典型的な投資家プロフィール:**

当ファンドは誰でも購入できます。

当ファンドを購入する投資家は、アジア（日本を除きます。）の不動産市場に投資する企業の株式の市場に対するエクスポージャーを得ることを希望されています。

当ファンドに対する合理的な投資金額は、各投資家の個人的な状況によって異なります。投資額を決定する上で、投資家の皆様は個人資産および／または不動産、現在および今後5年間の現金必要額に加えて、自身のリスク選好度や、反対に慎重な投資を選好するかということも考慮しなければなりません。また、当ファンドのリスクにのみエクスポージャーを取ることを避けるために、十分な分散投資を行うことを推奨します。

従って投資家の皆様には、ご自身の資産運用アドバイザーとご自身の状況を検討されることをお勧めします。

推奨される投資期間は最短で5年以上です。

#### **税制に関する表示:**

投資家の皆様は、以下の情報が、現行のフランスの税法の下で、フランスにおけるミューチュアル・ファンドへの投資に適用される税制の全般的な要約に過ぎないという点に留意する必要があります。従って投資家の皆様は、ご自身の個人的な状況をご自身の税務顧問と共に検討する必要があります。

#### **1. 当ファンド**

フランスでは、当ファンドの共有により法人税が自動的に免除され、一定の透明性からの利益がえられます。このように、当ファンドがその運用を通じて回収し得た所得は、当ファンドの段階では課税されません。

当ファンドの運用が行われているフランス以外の国では、当ファンドが運用の一環として受け取る、フランス以外の国の譲渡可能証券の売却によるキャピタル・ゲインおよびフランス以外の国で得られた所得は、該当する場合（通常源泉徴収税により）課税の対象となります。適用ある租税協定が存在する場合には、一定の限定された場合においてフランス以外の国の課税について減免が可能となる場合があります。

#### **2. 当ファンドの受益者**

##### フランス非居住者である受益者

適用される租税協定に従い、特定の状況では、当ファンドの分配金は、フランスにおいて課税または源泉徴収税の対象となることがあります。

さらに、当ファンドの受益証券の購入/売却によるキャピタル・ゲインは、原則として非課税とされます。

フランス国外に居住する受益者には、居住国において適用される税法の規定が適用されます。

#### **FATCAに関する情報**

フランスおよび米国は、米国以外の国に金融資産を保有する米国納税者の脱税に対処することを目的とする米国法であるFATCAのフランスにおける導入に関して、モデル1の政府間協定（以下「IGA」と表記）に署名しました。「米国納税者」とは、米国市民もしくは米国居住者である自然人、米国において設立されたもしくは米国連邦法もしくは米国のいずれかの州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは会社、(i) その運営に関するすべての問題に対して、米国内に所在する裁判所が法に基づき命令



もしくは決定を行う権限を有する信託で、(ii) その重要な決定すべてに関する支配権を1人以上の米国納税者が有する信託、または米国市民もしくは米国居住者であった被相続人の遺産をいいます。当ファンドは米国税務当局に「報告金融機関」として登録されています。そのため、当ファンドは、フランスの税務当局に対し、2014年以降について、特定の米国納税者またはFATCAの非参加者とみなされる非米系金融機関の保有およびそれらに対する支払金額に関する情報を提供することが求められています。これらの情報は、フランスおよび米国の税務当局間の自動的情報交換の対象となります。投資家は、そのFATCA上の地位を（場合により）金融仲介業者または管理会社に証明する必要があります。当ファンドが、フランスで施行されたIGAに基づくその義務を履行することにより、当ファンドはFATCAを遵守するものとみなされ、米国に由来する特定の収入または手取金に対するFATCAに基づく源泉徴収税が免除されます。

IGAに署名していない法域に所在する口座保有機関を通じて受益証券を保有する投資家の皆様には、当該口座保有機関にそのFATCAに関する意向を問い合わせることをお勧めします。さらに、特定の口座保有機関は、FATCAに基づくその義務または口座を保有する国における義務を遵守するために、投資家から追加的な情報を収集することを要求される場合があります。また、FATCAまたはIGAに基づく義務の範囲は、口座保有機関が所在する法域により異なります。したがって、投資家の皆様はご自身の税務顧問と検討する必要があります。

**詳細は、管理会社に目論見書一式をご請求のうえ入手いただくことができます。**

- ・ 基準価額は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントの本社から入手できます。CIUの目論見書一式および最新の年次および定期的な文書は、受益者よりリクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント 17, cours Valmy - 92987 Paris La Défense Cedex - France宛に書面で請求後1週間以内に送付されます。
- ・ AMF（フランス金融市場庁）による承認日：2009年12月15日
- ・ ファンド設定日：2010年1月13日

## 運用状況の報告

ユニットD-ユーロの基準価額は、当会計年度中に46.11%上昇\*し、2015年5月29日現在12.2200ユーロとなりました。設定以来のパフォーマンスは72.67%の上昇でした。

ユニットD-米ドルの基準価額は、当会計年度中に17.27%上昇\*し、2015年5月29日現在10.7408米ドルとなりました。設定以来のパフォーマンスは44.84%の上昇でした。

当ファンドは、アジア（日本を除きます。）の先進国および新興国の上場企業の株式を表象する、米ドル建てのFTSE EPRA/NAREITアジア（除く日本）・インデックス・ネットTRIインデックスのパフォーマンスを複製（リプリケーション）するものです。

この指数は、当会計年度中に米ドル建てで18.03%上昇しました。通貨が指数と異なる場合、基準価額は為替リスクの影響を受けます。当会計年度中、米ドルはユーロに対して24.46%上昇しました。

CIUおよびベンチマーク指数の年間パフォーマンスの差は、以下のさまざまなパラメータの結果により説明できます。

- 管理会社の運用・管理報酬および事務管理報酬
- 複製される指数に関連する有価証券の現地市場にアクセスするための費用
- 指数の複製の一環として利用される商品に関連する費用または利益

指数に基づく総括的管理手法に従い、指数連動型スワップを通じて指数の複製が保証されます。有価証券、債券およびその他の債券商品ならびに指数を利用する店頭取引の先物スワップ契約は、当ファンドの資産に含まれる有価証券のエクスポージャーを、FTSE EPRA/NAREITアジア（除く日本）・インデックス・ネットTRIインデックスのエクスポージャーに交換するために使われます。

ベンチマーク指数に対するエクスポージャーをふまえて、当ファンドのリスクおよび利回りのプロファイルは、カテゴリ6に分類されています。

当事者間において、市場価値をゼロに設定することでカウンターパーティ・リスクを取り消すことを目的として、スワップ・パラメータの日次調整を行うことが合意されています。資産バスケットを構成する有価証券の構成銘柄の変更は、スワップ契約の条件に従って当事者間で合意された有価証券バスケットの変更に関する規定を順守していなければなりません。

2015年5月29日、当ファンドのトラッキング・エラーは0.023%となりました。当会計年度中のトラッキング・エラーは0.100%でした。

目標トラッキング・エラーと実際のトラッキング・エラーとの乖離はそれほど大きなものではなく、会計年度期首に設定された目標トラッキング・エラーを遵守するものでした。

当ファンドの指数連動型スワップのカウンターパーティは、ソシエテ・ジェネラルです。

\* 過去のパフォーマンスを示す数値であり、将来の業績の確実な指標となるものではありません。

## 規制情報

名義書換手数料（未監査）

該当するものではありません。

## 管理会社の議決権行使に係る方針およびその実施状況に関連する様々な文書および報告書を投資家に提供する規定

管理会社によるCIUの議決権行使やその実施に関連して管理会社により報告された「議決権行使に関する方針」は、AMF（フランス金融市場庁）一般規則第322-75条、第322-76条および第322-77条に基づき、管理会社のウェブサイトまたは本店（要請があった場合）にて入手することができます。

## 仲介業者を選択する手続

管理会社は、必ず、管理会社が同意する仲介業者のリストから仲介業者を選択します。当該リストは、特に提供されるサービスの質および適用される価格条件について考慮された客観的な基準に基づいて作成されます。

AMF（フランス金融市場庁）一般規則第314-82条に従い、仲介業者に関する費用についての報告書はwww.lyxor.frで入手可能です。

## CIUの全般的なリスク

管理会社がCIUの全般的なリスクを測定する手法として、コミットメント手法が選択されています。

## **ESG基準**

フランス通貨金融法典第 D. 533-16-1 条に基づき、CIU の運用方針において ESG（環境・社会・ガバナンス）基準に関して同時の考慮がされていない旨、購入者に対して通知されています。

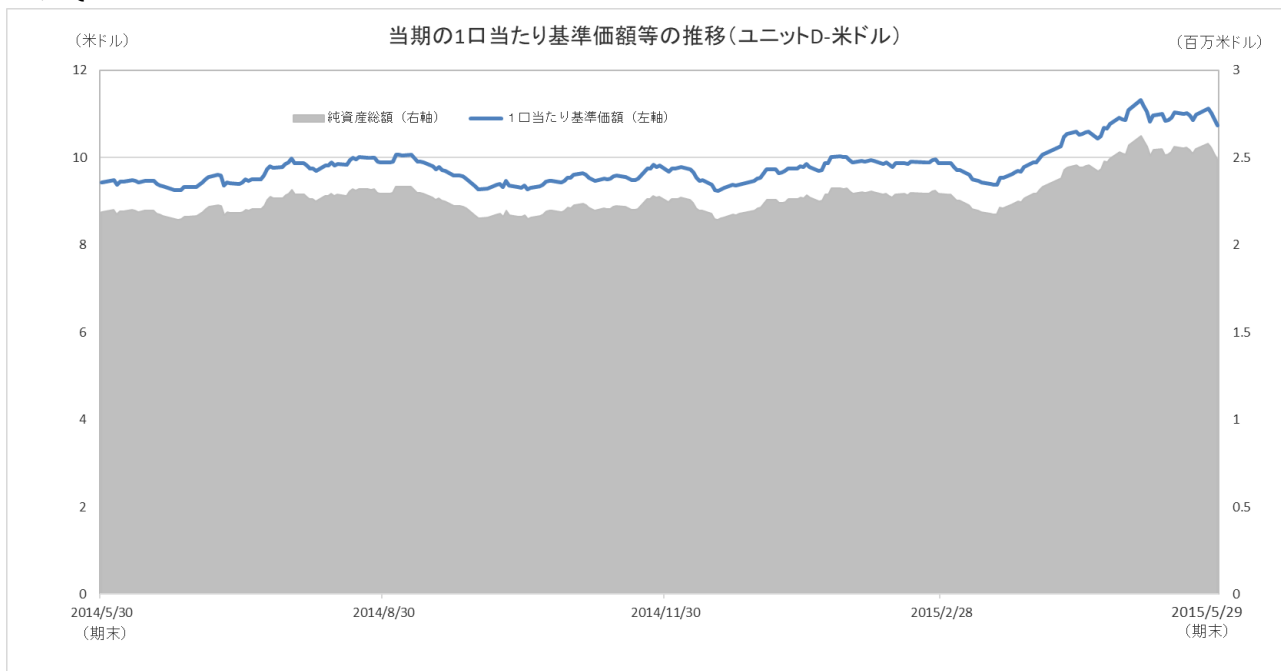
## **分配方針**

管理会社は、収入の全てまたは一部について分配および／または積立を行うことができます。

## II. ファンドの運用の経過

### (イ) 基準価額等の状況

ユニット D-米ドルについての第 5 期（2014 年 5 月 31 日から 2015 年 5 月 29 日）の基準価額等の推移について



第 4 期末の基準価額（2014 年 5 月 30 日）：受益証券 1 口当たり  
 ユニット D-米ドル 9.4328 米ドル（約 1,132 円）

第 5 期末の基準価額（2015 年 5 月 29 日）：受益証券 1 口当たり  
 ユニット D-米ドル 10.7408 米ドル（約 1,288 円）

パフォーマンス  
 ユニット D-米ドル 17.27%

2014 年 5 月 30 日から 2015 年 5 月 29 日までのベンチマーク指数のパフォーマンス  
 ユニット D-米ドル 18.03%

- (注1) 期中における基準価額の状況については、「III. 運用状況の推移」を参照。  
 (注2) ファンドの投資信託財産に係る運用方針との関連については、「I. ファンドの仕組み（運用方針を含む）」および「III. 運用状況の推移」を参照。  
 (注3) 便宜上、ユーロは 1 ユーロ=134.97 円の換算率（2015 年 9 月 30 日現在の株式会社三菱東京UFJ 銀行における対顧客電信直物売買取相場仲値）により換算されています。以下同じ。  
 (注4) 便宜上、米ドルは 1 米ドル=119.96 円の換算率（2015 年 9 月 30 日現在の株式会社三菱東京UFJ 銀行における対顧客電信直物売買取相場仲値）により換算されています。以下同じ。  
 (注5) ここに記載したパフォーマンスは申込および償還手数料、ファンドユニットのコストによる影響を考慮していません。  
 (注6) パフォーマンスは、分配金を再投資したものとして計算されています。

### (ロ) 今後の運用方針

当ファンドの運用目的は、当ファンドのパフォーマンスとベンチマーク指数のパフォーマンスとの間のトラッキング・エラーを、可能な限り最小限に保ちながら、ベンチマーク指数の展開にかかわらず、そのパフォーマンスを複製することです。予想される通常の市場環境の下でのトラッキング・エラーは 0.10%です。

(ハ) 当期中に権利の確定した1単位当たりの収益分配金  
 ユニット D-米ドル 0.24 ユーロ

### III. 運用状況の推移

#### (イ) 基準価額等の推移

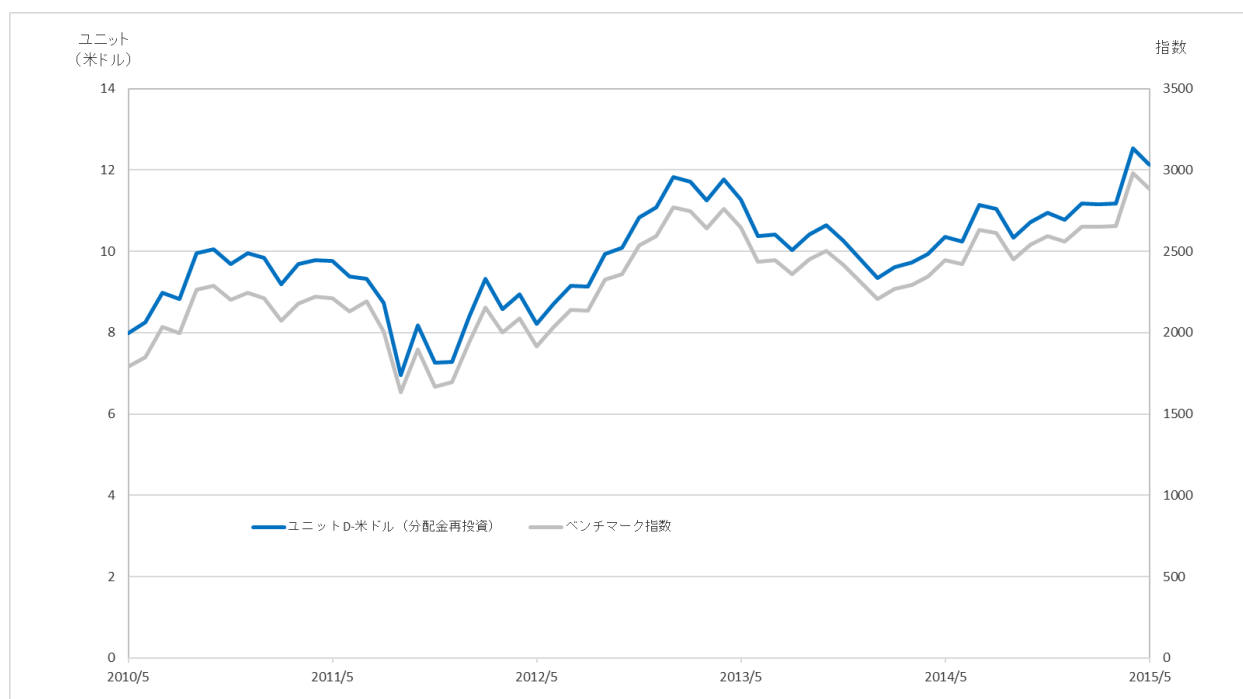
ユニット D-米ドルについての各会計年度末の基準価額および 2014 年 5 月 31 日から 2015 年 9 月末日までの各月末の基準価額の推移ならびにベンチマーク指数の推移

	ユニットD-米ドル		MSCI AC Asia ex Japan Real Estate	FTSE EPRA/NAREIT ASIA ex JAPAN
	一口当たりの基準価額			
	米ドル	円		
第1会計年度末 (2011年5月31日)	9.7704	1,172	190.73	-
第2会計年度末 (2012年5月31日)	7.8949	947	-	1,915.66
第3会計年度末 (2013年5月31日)	10.5603	1,267	-	2,644.67
第4会計年度末 (2014年5月30日)	9.4328	1,132	-	2,445.04
第5会計年度末 (2015年5月29日)	10.7408	1,288	-	2,885.87
2014年6月末	9.3315	1,119	-	2,420.12
2014年7月末	9.9796	1,197	-	2,633.14
2014年8月末	9.8889	1,186	-	2,610.44
2014年9月末	9.2714	1,112	-	2,448.80
2014年10月末	9.6063	1,152	-	2,538.35
2014年11月末	9.8171	1,178	-	2,595.09
2014年12月末	9.5403	1,144	-	2,557.65
2015年1月末	9.8828	1,186	-	2,650.65
2015年2月末	9.8769	1,185	-	2,650.25
2015年3月末	9.8868	1,186	-	2,654.10
2015年4月末	11.0883	1,330	-	2,977.74
2015年5月末	10.7408	1,288	-	2,885.87
2015年6月末	10.2370	1,228	-	2,752.43
2015年7月末	9.3929	1,127	-	2,584.63
2015年8月末	8.3086	997	-	2,287.64
2015年9月末	8.1547	978	-	2,246.41

(注1) ユニット D-米ドルは 2010 年 2 月 17 日に設定されました。

(注2) 2012 年 3 月 20 日に、ベンチマーク指数が MSCI AC ASIA EX JAPAN REAL ESTATE から FTSE EPRA/NAREIT アジア (除く日本)・インデックス・ネット TRI インデックスに変更されました。

(ロ) 分配金再投資基準価額（パフォーマンス）の推移



(注1) 上記グラフは、分配金再投資基準価額(左軸)で、実質的なパフォーマンスを示すものです。

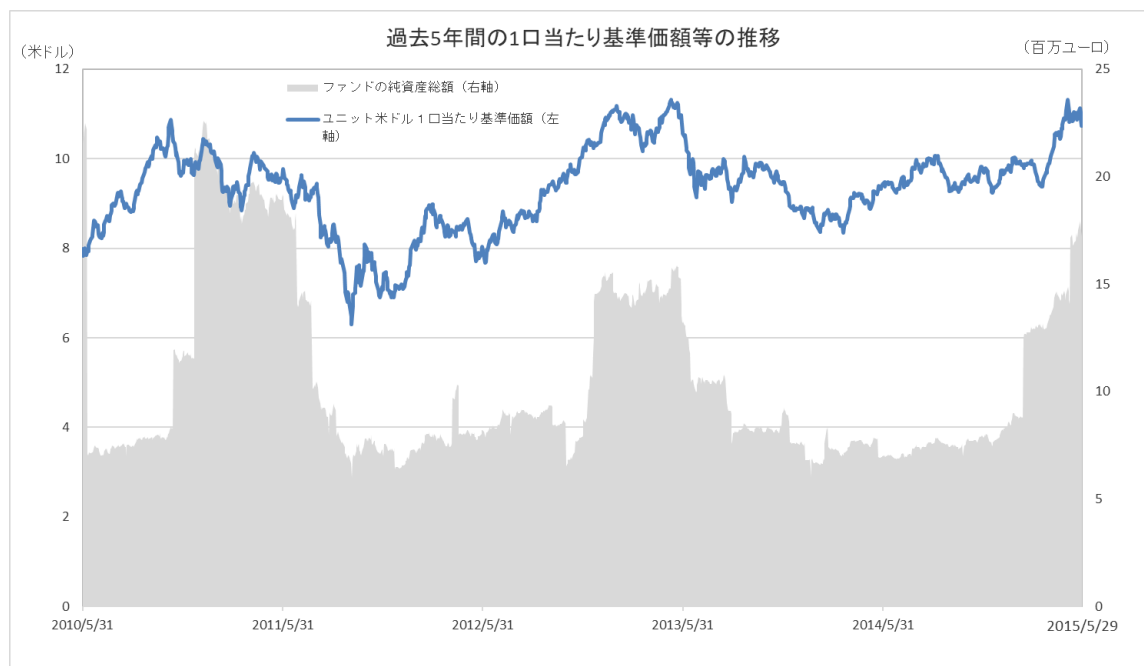
(注2) ベンチマーク指数は、2012年3月20日の割合を基準として、2012年3月20日以前の MSCI AC Asia ex Japan Real Estate を、FTSE EPRA/NAREIT アジア（除く日本）・インデックス・ネット TRI インデックスに換算して表示しております。

(ハ) 収益分配金の推移

	一口当たりの分配金	
	ユニットD-米ドル	
	ユーロ	円
第1会計年度末 (2011年5月31日)	-	-
第2会計年度末 (2012年5月31日)	0.23	31
第3会計年度末 (2013年5月31日)	0.19	26
第4会計年度末 (2014年5月30日)	0.19	26
第5会計年度末 (2015年5月29日)	0.24	32

(注) 一口当たりの分配金は、当ファンドの会計処理上の通貨建て（ユーロ）で表示されています。

(二) 最近5年間の各会計年度末のユニットD-米ドルの基準価額およびファンドの純資産総額等の推移



	基準価額	一口当たりの 分配金	パフォーマンス	ベンチマーク指数の パフォーマンス	ファンドの 純資産総額 (ユーロ)
	ユニットD-米ドル (米ドル)	ユニットD-米ドル (ユーロ)	ユニットD-米ドル (%)	ユニットD-米ドル (%)	
第1会計年度末 (2011年5月31日)	9.7704	-	22.28	20.12	19,138,531.97
第2会計年度末 (2012年5月31日)	7.8949	0.23	-19.19	-16.84	8,157,077.71
第3会計年度末 (2013年5月31日)	10.5603	0.19	33.76	38.06	13,244,510.20
第4会計年度末 (2014年5月30日)	9.4328	0.19	-8.12	-7.55	6,977,696.35
第5会計年度末 (2015年5月29日)	10.7408	0.24	17.27	18.03	17,205,829.27

(注) 第2会計年度のベンチマーク指数のパフォーマンスは、2012年3月20日の割合を基準として、2012年3月20日以前のMSCI AC Asia ex Japan Real Estateを、FTSE EPRA/NAREITアジア(除く日本)・インデックス・ネットTRIインデックスに換算した数値を元に算出しております。

## IV. 報酬および費用ならびに役務の内容

### 費用の明細

項目	利率	役務の内容
管理報酬およびポートフォリオ管理会社（CAC、保管会社、販売会社、弁護士）に支払われる事務管理報酬 <sup>(注1)</sup>	最高で、純資産額に対する年率0.65%	管理会社のサービスに対する対価
アウトパフォーマンス・フィー <sup>(注2)</sup>	該当なし	管理会社のサービスに対する成功報酬
名義書換手数料	該当なし	名義書換業務の銀行に対する対価

(注1) 取引手数料、アウトパフォーマンス・フィー、UCITS への投資に伴う諸手数料を除く、すべての手数料が含まれています。除かれる取引手数料には、仲介手数料（証券会社の取引手数料、証券取引所の取引税など）の他に、関連性がある場合には、特に保管会社や管理会社が徴収する可能性がある名義書換手数料も含まれます。

(注2) 本ファンドが目標リターンを上回るパフォーマンスを達成した場合に、アウトパフォーマンス・フィーが管理会社に供与され、本ファンドに請求されます。



## V. 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

2015年5月29日現在

	投資対象の株式銘柄	数量	投資金額時価		投資比率 (%)
			(ユーロ)	(千円)	
1.	NOVARTIS AG-NOM	17,647	1,646,541.46	222,234	9.57
2.	BANCO SANTANDER SA	218,104	1,414,186.34	190,873	8.22
3.	SIEMENS AG-NOM	10,197	976,668.66	131,821	5.68
4.	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	104,736	941,890.85	127,127	5.47
5.	GEBERIT AG-NOM	2,554	834,664.73	112,655	4.85
6.	ZURICH FINANCIAL GROUP AG	2,864	830,470.00	112,089	4.83
7.	DAIMLER	9,316	794,468.48	107,229	4.62
8.	BASF SE	8,532	718,394.40	96,962	4.18
9.	FAST RETAILING	1,850	697,566.47	94,151	4.05
10.	NITORI	9,589	674,499.70	91,037	3.92
11.	IBERDROLA SA	107,051	673,993.10	90,969	3.92
12.	ROCHE HOLDING AG-BON JOISSANCE DIVIDENDE	2,505	668,968.82	90,291	3.89
13.	AHNEUSER-BUSH INBEV	5,901	645,864.45	87,172	3.75
14.	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	16,289	617,430.47	83,335	3.59
15.	SOJITZ CORP	257,721	587,229.69	79,258	3.41
16.	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	287,682	580,643.71	78,369	3.38
17.	HEIDERBERGCEMENT AG	7,416	547,745.76	73,929	3.18
18.	TAISHO PHARM	6,724	425,527.24	57,433	2.47
19.	TNT EXPRESS NV	52,138	400,419.84	54,045	2.33
20.	UNILEVER CVA	10,285	399,366.55	53,903	2.32
21.	SMC CORP	1,283	355,048.88	47,921	2.06
22.	EUROPEAN COVERED EQUITY HOLDINGS	300	303,525.00	40,967	1.76
23.	SWISS LIFE HOLDING NOM	1,355	295,433.89	39,875	1.72
24.	ROYAL PHILIPS NV	11,894	295,030.67	39,820	1.72
25.	HAKUHODO DY HOLDINGS	26,109	258,112.49	34,837	1.50
26.	TOYOTA INDUSTRIES CORP	4,018	221,496.93	29,895	1.29
27.	TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD	4,027	178,778.41	24,130	1.04
28.	CANON INC	3,881	122,433.3865	16,525	0.71
29.	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP	14,360	97,231.0275	13,123	0.57
30.	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	1,273	71,092.56749	9,595	0.41

上位 30 銘柄を含む投資有価証券時価総額は、17,690,650.52 ユーロ (約 2,387,707 千円) です。

(注) 投資比率は、投資総額に対してではなくファンドの純資産額に基づくものです。

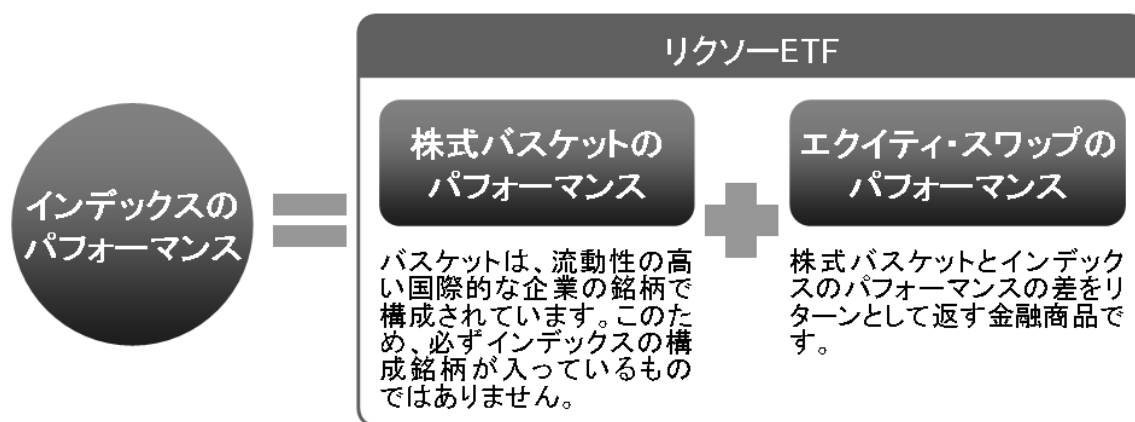
## 【参考情報】リクソーETFの運用の特徴について

リクソーETFでは、その運用に「シンセティック・リプリケーション」という手法を利用しています。

シンセティック・リプリケーションとは、『運用資産を「合成（シンセティック）」して、インデックスを「複製（リプリケーション）」する』という意味です。

この手法では、運用者によって選択された銘柄（一般的にこれらの銘柄は、インデックスの構成銘柄ではありません。）に投資するとともに、インデックスを厳密に複製するために、「エクイティ・スワップ」に投資します。このエクイティ・スワップは、ファンドが保有している銘柄（「株式バスケット」といいます。）のパフォーマンスとインデックスのパフォーマンスの差を提供する金融商品です。

この手法を図示すると、次のとおりです。



※上図は運用方法を簡単に説明するための概念図であり、実際の運用方法と完全に一致するものではありません。また、リクソーETFの運用成果がインデックスのパフォーマンスに完全に一致することを保証するものでもありません。

ファンドはこの手法により、インデックスの複製の最適化が可能となり、複製コストの最小化によりインデックスへの連動性を高めることができます。

※株式バスケットは、流動性の高い国際的な企業の銘柄で構成されています。このため、必ずインデックスの構成銘柄が入っているものではありません。